

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年8月29日

香川県監査委員	白鳥一雄
同	武田宏之
同	鏡原慎一郎
同	城本宏

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和6年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
県立病院課	令和7年7月18日
中央病院	令和7年7月14日
丸亀病院	令和7年7月17日
白鳥病院	令和7年7月16日
下水道課	令和7年7月29日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

ア 物品・財産について

(ア) 現金保管証明書について、小口資金整理簿との照合ができておらず、金額を誤っていた。
(中央病院)

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 預り金について、預り金整理簿を作成していないものが1件あった。(県立病院課)

イ 契約について

(ア) 予定価格調書が封かんされていなかった。(県立病院課)

(3) 検討指示事項

ア 物品・財産について

(ア) 現金の取扱いについて、小口資金整理簿の様式を見直すとともに、現金の実査確認や企業出納員による検査などの具体的な取扱いを規定されたい。(県立病院課)